料

転封考 藤 井 史料編

松 平 家 文 書

(_)

五

御居城中 丹波亀山 覚

心休覚書抜

書

掛山蔵

一慶安元年子ノ二月廿七日未ノ刻、亀山へ御着被成候、旅籠 町喜助処二而御上下被為召、御上使町宿江御座被成候、石 川弥左衛門様・曽我又左衛門様・佐々権兵衛様江御出被成

谷

昭

候、御三人御一所二御座候而御対面被遊候、

一御城御番二罷有候先代之衆、何も御城ヲ罷出候様ニ御上使 御はやを以御指物竿引目の御弓一張持セ、 院御床にかさり置申候、 手二罷有、御先達而御供仕、御城二而 小姓衆十人斗、御先江御城へ参、一ノ御門前ニ而行違申候、 **ゟ被仰遣候間、被罷出候、此方ノ衆菅谷三郎左衛門其外中** 土屋文左衛門大 御意ヲ窺、 御書

一大手御門際へ御籏竿、其次御鉄炮御弓御長柄御持筒御持弓 右次第御城江御供仕候、馬を立替候義、猶御目付衆指図次 御持鑓御小道具迄、引続行烈のことく物頭所々二而馬冶を り罷有候、騎馬之面々乗掛衆ニ至迄馬之際ニ罷有、壱ノ左

54-4-91 (名城 '05)

仰付候、

斗内江入候樣二被 殿樣御城江入御被成候刻、惣御家中何も御供仕候、 際二指置候樣二被 堂壱人草履取壱人挟箱持壱人召連可参候、道具八面々馬丿 仰付候、 仰付候、 大手御番二罷有候物頭之道具 其節若

殿様御城江御入被成候刻、御鉄炮之者なと猶並能罷在、 樣二兼而被 鉄炮之袋ヲ取腰ニ挟ミ、五挺ニ壱人宛火縄に火ヲ付罷在候 御

二被

大手御番所二御鉄炮十五挺、 御足軽十五人、御中間五人被指置候付、 不申、表二立ならへ置可申候、 人宛罷有候樣二被 物頭壱人、与力二人被 上下着仕罷有候者廿人程兼而被 仰付候、但御上使御帰迄之義二御座候、 御弓拾張、御長柄十本、 仰付候、御鉄炮御番所内江入 棒持候御足軽御門両方二五 御上使御城二御座 棒十

被仰候八、 追付御上使石川弥左衛門様・曽我又左衛門様・佐々権兵衛 様御城江御越被成、於大書院熨斗御出し、御祝義之御挨拶 仰付候、御三人樣年寄共被召出、 当城被仰付候間、 難有可被思召候と被仰渡 殿樣江弥左衛門樣

右御両三人様へ色々之御馳走被成候、木具小角地紙等金銀 之御膳部二而御料理被進、 御酒宴之砌年寄共被召出、 御盃

> 御礼被仰候、御三人則氷上へ御越被成候、 被成候、御三人なから御万ノ御礼八不申及、色々御馳走之 被下、町屋江御帰被成候後、 殿樣町屋江乍御暇乞御見廻

御城二岡部九良兵衛寝番仕候様二被 仰付候、

'05) 54 - 4 - 92

町奉行所左衛門町中見分仕、同心共二節々廻り申様二被

御家中屋敷々に町人番致候者共、 何も御門内不残出し候様 (名城

飛脚等二而も他之者御門ノ内へ一切入申間敷候、 二而も名ヲ誰のものに候哉と承届、 出入為仕可申候由被 家中又者

御城并御天守其外二、何二而も改受取申事無之、 帳二而請取申候 屋敷々八

御本丸御書院御床二押太皷壱ツ御座候

御門々番所、御足軽御番致候者人数彼是、 師岡加兵衛見分仕申付候 菅谷三郎左衛門

同日 同廿八日、亀山御入部為御礼、丹羽新右衛門江戸江被遣候、 殿樣家中屋敷共被成御覧候、

同日、菅谷三郎左衛門・大嶌九郎左衛門・浅見杢之助・ 岡加兵衛屋敷被下候

同日、御城米井出金左衛門・嶋川太郎兵衛両人受取申候、 水樣衆二相渡申候、 或八五斗八合御座候、 亀山近在之庄屋共立合セ、升目を立申候、 都合二千石受取手形両人いたし、 俵入五斗一升余、 主

同晦日、御天守二御道具在之候分、 候鉄之たて壱ツ御座候、 高瀬七郎左衛門・中山三左衛門被 仰付候、 改候役人田中市兵衛・ 何二ても無之

同日、脇々二在之候御道具、 金左衛門改被 仰付候へ共、 何も無御座候、 原孫兵衛・中村清太夫・ 井出

所々番所二自然先代之道具有之候八丶、 人二被 仰付候 取のけ候様ニ右三

|三月二日、諸色之改人それ/ 仰付候、尤役人八替り申候 ****之役人、 田中・ 懸川同前二

大嶌九郎右衛門・浅見杢之介、 一々被申上候、 前日家中屋敷々見分致書付

同三日、岡部九郎兵衛・篠崎七右衛門・寺尾弥右衛門 木角太夫・信太金弥二屋敷被下候、 鈴

其なミノ 四日二惣家中へ屋敷被下候、 何も高百石二金壱両宛被下候、 於御前鬮取二被 仰付候、又敷物戸はめ迄紛失 上中下見分致、 御詰衆御役人衆 知行高二応、

転封考

それ! \二金銀被下候、

同五日ゟ御領分庄屋肝煎、 候樣二被 師岡加兵衛所江召寄、 万事改申

寄合申候者共之覚

師岡加兵衛 中村惣左衛門 合猪左衛門 西尾善左衛門 小幡七太夫 牧野権右衛門 木村与三右衛門 太田原五郎右衛門 飯田清兵衛

前二仕候、高三万八千石二村数百廿二里、 右十四日迄相改申候、 前広触状彼是申渡候、 田中・ 懸川同

御城へ御客御座候時分八、御広間ニ相詰候衆、御馬廻り八 自然御家中町中共二火事之節、 衆入不申候、旅籠町市右衛門処、前々ゟ御馳走所二御座候、 中番々穿鑿被致触遣し候、町二而御馳走被遊候時八、 成御門・西御門・保津御門、其外御城米蔵・御対面所へ相 御城江相詰可申候、物頭之分八組ヲ建、大手・古世・かみ 九人ツ、五番二御定、御書付中之間ニ被 御留主居番衆月番御目付八 仰出候、 御目付 右之

物頭衆名之中之間御張紙二被 中壱人被遣候義も可在之候と御意被成候、御弓鉄炮御長柄 詰候様二、是も中ノ間御書付被 御出被成候義も可有之候、 仰出候、 鋤鍬持参被 将又家老共ノ 仰付 54 - 4 - 93 (名城

於京都火事之節、

様二被 菅沼主水様御米も御蔵ニ詰り御座候、右之御米御蔵出し之 御城中故主水様衆ゟ太田原五郎右衛門ニ断候て出し候

町御札場芝土居二御座候ヲ石垣ニ被 仰付候、

一三月七日、惣町年寄庄屋肝煎不残御城江被召寄、 其後於 日 之覚書沖源兵衛二御読セ、一々御直二被 仰付候、 惣郷庄屋共召寄、 仰付候、尤年寄共郡奉行御目付何も罷出候、 御城御礼申上候、罷出候次第田中同前、 於御対面所二御法度書、右同断二一々 寺社之分 万御法度 同十九

庄屋共二一通被下候書付

公儀御法度弥堅可相守存、年を経候御法度等、 聊失念仕ま

請遣し、 吉利支丹并盗賊聞出し訴人仕候は、 其上二私二ほうひ遣し可申事、 従 御公義御ほうひ申

一殺生堅禁制之事、 但山中八鉄炮赦免之札ヲ取其心得可打事

> 二而人馬遣候事、無手形して一疋壱人出し申間敷候事、 郷廻り之奉公人、 候者在之は相改、 鷹匠餌刺殺生人等、手形なくして往来致 則可申上候、并代官給人何二不寄、 在々

'05) 54 - 4 - 94

代官并上下諸奉公人、礼物礼義之儀八不及申に、 菓子成共出し申間敷候、但商ニハ不苦事、 往来之刻

外より百姓参、領分二有付可申と申候ハヽ、 奉公人男女他所江遣候事、年季之義八不及申二、一季居た 奉公二出候共、商二遣候共、先ヲ郡奉行代官二可申聞候事、 りといふ共、郡奉行代官二断なくして一切出申間敷候、 竹木米以下可 但

(名城

免箱成程穿鑿ノ上申付候間、訴訟仕間敷候 五人組弥堅可申合候、欠落之者在之は其組ゟ尋出し可申事、 遣候、但不審成者構在之八可為無用事、

前代二相済候公事、非分之方ゟ申出候ハヽ不及裁許、 籠舎或八過銭可申付候事 或八

公事諸奉公人ヲ頼、 何角申間敷候、 奉行人へ直二可申出候

皆済以前二在々二而何二不寄つるへ物、 堅停止

在々悪党無之樣二、一郷中二而無油断致穿鑿、 隣郷へも互

二可相断事

不依何事一味仕之可為曲事之事、

懸之諸勝負、堅禁制之事

奉公人、在々二おゐて押買狼藉并女くるひ、 儀在之は、急度可申上事、 惣而不作法之

田作少もあらし候ハヽ、五人組之義ハ不及申二、其村中可 作等致候ハヽ、郡奉行代官へ相達候而、用之分手形ヲ以相 為曲事候付、 山林居屋敷二至迄竹木猥二伐採申間敷候、 屋

一往還之旅人上下ヲゑらはす、 人馬滞無之樣二可出候

可申聞候事、 様二可仕候、手負死人出来候ハヽ双方留置、郡奉行代官へ 付往還の人喧硴口論仕候ハヽ、近辺之百姓出合、事ニ不成

手負其外あやしきもの在之は留置、早々可申上候事

衣類食物等倹約ヲ用、 少も不似合義仕間敷事、

年人二一切宿借申間敷候、但往還一夜之義八不苦候、 官二相断可任指図事、 様之者たりと言共、一宿上滞留致候ハヽ、子細を郡奉行代 縦何

不依何事二他領之者ノ請ニ立申間敷候、 子細ヲ郡奉行代官ニ断可任指図事 但不叶義於在之は、

転封考

右廿三ヶ条堅可相守者也、

慶安元年子三月十九日

Щ

一百姓用なくして 田中・懸川 節々出入仕間敷事、

此一ヶ条田中・懸川ニ而八御出シ被成候、

庄屋

町二御立被成候御札之覚

公儀御法度堅可相守事

往還之上下、毛頭滞無之樣人馬可出事

町中火之用心堅仕、夜番夜廻り少も油断仕間敷事、

諸奉公人、町人百姓二難渋申掛、 可申上候事、 諸事猥之義於有之は急度

町人百姓、万奉公人慮外仕間敷事

奉公人、男女共二無断して他所江一切出し申間敷事

手負其外あやしき者有之は留置、 早々注進可仕事、

町中諸役等如前々可為勤事

懸之諸勝負堅停止之事:

衣類食物等倹約二可仕事

竹木一切伐採申間敷事、 右之旨堅可相守者也:

慶安元年子ノ三月三日

御名

'05)

御伝馬早乗物継飛脚之義八不及申二、 之樣二人馬可出事、 往還之上下毛頭滞無

此一ヶ条田中・掛川ニ而八御書付出申候

吉利支丹ノ御札二枚立申候 新銭鋳之御札・吉利支丹之御札八田中・懸川同前二御立被 町御札場二八数三枚立申候、在々八御札場二新銭鋳・

田中・懸川二而町在々へ御借被成候吉利支丹改心付ノ覚書 亀山二而八御出被成間敷由 御意被成候、

中ノ間御張帋、 但シ銭湯へ入申候義無用二可仕由、一ヶ条御書付御座候、 田中・懸川同前二御書付出申候

二歩、大工頭壱人二代物壱貫文、町大工二人二壱貫文宛 同八日二御細工初、於 助左衛門組之者廿人二代物三貫文被下候、 右衛門相調申候、助左衛門二銀子壱枚、次部右衛門二金子 仰付候、其日朝大手御門ニ而かねヲ当申候義、佐藤治部 御城御普請奉行都筑助左衛門二被

同日 安大夫・柳田源左衛門・川村市郎左衛門・山崎半兵衛・中 門・坂部二郎左衛門・田中一郎兵衛・大橋五右衛門・中川 四郎右衛門・久世市左衛門・大井三郎右衛門・山本小右衛 迄田中・掛川同前二被 仰付候、改人被 町在共二五人組改人被 仰付候、万改ノ次第手形等 仰付候名前懸山

> 右三人ツヽー組ニ被成、御歩行目付壱人ツヽ御添被成候、 山三左衛門・熊谷六左衛門・井出金左衛門・内藤茂左衛門、

同日、御城米之内御家中へ御借米、 仰付候、尤御扶持方二も相渡申候、 高百石二米五石ツ、被

大手・古世・かミ成御門・西御門・保津御門ニ番仕候者共

御法度之趣被

仰 付 候

御番代厳蜜二可仕候付、 御番所ニおゐて不断不形義無之樣ニ相嗜、 御門前掃除油断仕間敷事、 人数不足不仕

御番所二而自然下々喧硴仕出し候か、狼藉者在之は御門ヲ たて召捕可申候、は向ひ候ハヽ討留可申事

他処ゟ参候者一切入申間敷候、御使飛脚は状ヲ受取、 り御門之内江入可申事、 江参候ハヽ、 其処江寄セ状受取セ可申候、其主人ゟ断ニよ 江指上可申候、 扨飛脚参候由所左衛門方迄可申候、 御家中 御城

米并荷物包物以下、 様子承届通シ可申事

手負出候ハヽ留置、御目付衆へ断、指図次第通可申事

間敷候、 火事何事二出来候共、御目付衆指図なくして出入共二通申 棒ヲ持御門之側二火移候迄可罷在事

御番所火ノ許大事ニ可仕事、

御夜詰過、御門をたてゑひ錠おろし可申候時、 番所之前後不審成者有之八改見可申事、 則御門を明ケ可申候、 御道具鎰受取渡し慥二可仕候、 六ツ打候 御 Л

慶安元年子三月九日

師岡 加兵衛

浅見 杢之介

大嶌九郎右衛門

菅谷三郎左衛門

御入部之時分たれ/ \ 二御用ニ立セ町人共ニ御小袖代

御小袖壱ツ喜介ニ被下候、是八御上下被為召候御宿仕候、 喜介・九十郎・九兵衛・弥兵衛・猪兵衛・理兵衛・与左衛 三貫文ツヽ半四郎・六介・喜兵衛ニ被下候、是八御馬宿仕 左衛門・次郎左衛門、是八町中二口ヲ聞申候者二御座候、 口迄御迎ニ参候、代物二貫文ツヽ小次郎・五郎左衛門・茂 御小袖壱ツ彦之進ニ被下候、是八当町惣年寄一人ニ而御座 九十良・勘之丞、是八御馬宿之下宿仕候、代物壱貫文ツヽ 代物三貫文ツヽ市右衛門・勘右衛門ニ被下候、是ハ水 代物三貫文彦兵衛、是八御鷹之御宿仕候、 是八御荷物宿仕候、 代物二貫文

> 仰付候、師岡加兵衛・ 小幡七大

夫、郡奉行・御目付罷出、 在々見分仕候、

御家中惣領廿前後、 二八三人扶持宛被下、 物頭之子共二五人扶持宛、 御広間御番なと被仰付候、 御馬廻り 衆

借被成、 御家中馬持之衆へ、自然馬おとし候者ニハ金子三両ツ、御 両年二返上仕候樣二被 仰付候、

両ツ、被下候、 御家中子供御小姓中小姓二被召出候時、 支度のため金子三

定人被召出、新屋敷被下候二八、材木縄竹莚日かやなと少々
 被下候、又八右積りにて金銀なと被下候者も御座候、

二御むすひ被下候、 年頭二与力共御礼仕候義、奏者番衆誰之与力、 而御座候由披露被申候、然処二与力分知行高、手前高之内 以後八御礼不被仰付候、 何と申者ニ

在々庄屋共之内、其外ニも可然者ニは三人扶持ツ、被下候、 御用も被 不断何之御用も不被仰付候、右拝領仕候者とも難有可存候、 仰付候樣二常々奉願候

シ木珍柿ハ壱ツニ付銭二文宛、先代ゟ被下候由ニ御座候、 樹木なり物御台所江指上候へハ、 御細工所江持参仕候、 渋柿ハ三歩一木主ニ遣し、三歩二此方へ取申候、 但目付ヲ出し、 当分相場二代銭被下、 村々帳二付申候、 則其処ゟ

転封考

(名城 '05) 54 - 4 - 96

分二御台所へ納申候処、承応二午ノ年ゟ御赦免被成、壱本 揚梅別野之内杉生村・小泉村二木数五七本御座候、毎年三

ゟ小籠壱ツ宛指上申筈二被仰付候、

籠米鐚米と申候て、 候へハ、銀九分ツ、出し申候、四百五十目ノ銀子承応元年 百人毎年御出被成候筈二先代ゟ定来申候、 殿様御入部子ノ年ゟ右之米御免被成候、扨又町分ゟ人足五 **ゟ納申候、織部様へ新付二渡り申候村ゟ八出し不申候、** 申候、岡部内膳様・松平将監様へ御知行ニ相渡り申候村々 甘壱石弐斗弐升先代々町在々ゟ納来り 人足御出不被成

御家中江戸御供、知行取分二被下候夫金御定ノ覚 高百石ゟ百九十石迄 金子一両

高二百石/6二百九十石/6 金一両二分

高三百石/6四百石/6 金二両

高四百五十石/6六百石/2 金三両

高六百五十石ヨリ八百石迄 金四両

高八百五十石ゟ千石迄 金五両

御供衆荷物貫目之定

拾貫目風代共二 御歩行衆一人分

八貫目 御台所廻り同断

> 六貫五百目 御足軽壱人分

六貫目 御駕之者同断

四貫目 御中間同断

御詰衆・御小姓衆馬壱疋宛相渡候様二被 仰付候、

'05) 54 - 4 - 98

役人二より半駄賃被下候者も有之、

一江戸詰小姓衆・中小姓衆、其外御扶持方取申候者二、 長屋二而自分賄二仕候、 持之上二壱人半扶持宛増候而被下、 塩噌薪ニ御構無之、 定扶

一今般方々乞食火付有之候て被捕候間、在々弥油断仕間敷候、 之外弥在々二而宿借申間敷候、 参候は捕置注進可仕候、惣而往還之者飛脚等ニても、 在処二有之乞食之外、一円入申ましく候、不審成乞食非人 不審成者二候八丶留置可申 — 夜

其郷二而親二被追出候不届者か、 立帰参候ハヽ捕候て可申上候事、 惣而其所被追払候者八、

一盗人之義、一村切二昼夜申合、見付聞付候ハヽ声ヲ立、早々 も不苦事、 出合搦捕可申候、 但道具二而かんとう致候ハ、 討留申候て

一宗門之義、 弥念ヲ入可申事

一何二而も訴訟之義有之は可申事、

右之通慥二可相守候、 火付并徒者とらへ候ハヽ、 御ひ可被ははの別が

慶安四年卯十二月廿一日 御郡 野間 村上清左衛門 仁兵衛

右在々へ廻候様二卯之暮二出候

氷上へ戸祭七郎左衛門

別院之内、御領分田能村ニ殊之外雉子多ク御座候、就其御 在 **方弐百ノ余、其外鹿狸莵なとも御座候、** 城之時は御泊り二冬春御座被成候、 物数每度百四五十

田能村御供中宿致候者、并御鳥屋場壱間四方之処ニも、 被下候、難有殿様二而御座候と申候、 なと被下候、其外庄屋分之者ニハ、 ^二代物被下候、村中之者雉子莵取上申候へハ、代物 別而御帰之刻銀子代物 そ

自然おい鳥狩被遊候時分ハ、在々ゟセこ人足罷出候得は

一日二三度ノ御扶持米被下候

百姓壱人も遣間敷事

転封考

竹木きり申者候ハヽ可申上候、 之義、 在之者可申上候事、 惣而何ニ不寄百姓迷惑かり

> 一往還之者滯無之樣二可申渡候、 苦候事、 とや近辺二ても通り候事不

在々鉄炮うち候者、鹿・うさき・たぬき・雉子・山鳥、 方二而成とも為打可申候、但とや場之近辺八うたセ申間敷 何

已上 十一月廿二日

一鉄炮之鳥之外、庄屋ヲ初何ニても進物上ケさセ申ましく候

右八郷中へ被

仰出候

一竹木一切伐採申さす様二、下々念入可申付候、 不及申二、百姓迷惑不致樣二心得可在之候、 宿々之義ハ

付往還之者滯無之樣二可致候事、

一鉄炮勝負之事、雉子・鹿・狸あたり物数次第、 五ツ取可申、 はなさすといふ共、朝晩共ニすかへり八玉五ツ宛出し可申 はつれ八いくはなしとのせんさく二不及、縦 ーツニ付玉

一里二向鉄炮打申間敷候、惣而矢先成程念入可申事

(名城 '05) 54 - 4 - 99

右八御家中御供衆へ被 仰出候、

御供中定り之御扶持方二薪相渡シ申迄二御座候、

十一月廿八日二御家中へ物成米被下候義被 仰出候、 馬飼料糠藁之義、田中・懸川同前二被 之勘定二仕、高百石二四拾石被下候、右之内高二応シ、氷 納米壱俵ニ付五斗八九合、或八壱升入少上有之候分も五斗 上郡二而百石二付納米拾三石五斗宛相渡申様二被 仰付候、 仰付候、 亀山

一兼々申付候法度之趣、 付売買人山伏行人心付可申候、 念ヲ入承届借可申候、不審成様子候ハヽ、 右同前之事、 註進致候樣二可申付候、亀山町并通之町中一夜之宿借候共 宿かり可申と申もの、不審成躰も候ハヽ心付留置、亀山へ 町在共二宿借申義は、 侍中町在々迄勿論無失念相守可申候 右条目之内ニて候、相違有間敷候、

火之用心、城中侍中町在共二油断仕間敷候、 峠へ遣候者も弥堅可申付候 昼夜夜廻り、

右条目之内たりといへ共、 候事、堅可申付候、 弥侍中子共迄も亀山冶外へ罷出

亀山中町迄も少も気つまり成躰有之間敷候

一見ふの小袖、さらしの帷子等結構成類之着物、老若女中共 之軽物相調可申候、付屋作修覆之外一切仕間敷候事、 二一切仕間敷候、以来致候八丶、絹紬木綿地布以下、 京都へ繁々飛脚等二而も遣し申間敷候、用之義申遣候共、 ケ 様

'05)

54 - 4 - 100

振舞之義愈一切仕間敷候、当座之参会料理之義八各別之事、

常々念ヲ入候儀ニ候ヘ共、只今之折柄一入不叶様子ニ候ハ 用たし候へ八立帰二可申付候、病人并用所之者出京之事 何も申談遣し可申候、

一何樣承雑説申候共、亀山中二而沙汰仕間敷候、 事二候間、其心得可在之候、 今程麁説申

京都辺之様子取沙汰雑説と言とも、無油断亀山江申越候様 江戸江下候飛脚等も常々之事ニ候へ共、猶以万事念ヲ入 其者二も能々申含、何時も弥両人宛指下可申候、

京都ゟ町人等為見廻参候共、馳走二及間敷候、 田中五兵衛方へ能々申遣、何色之義も又此方江可申越候、 五郎右衛門

二挨拶為致、早々返し可申候、

右之通大形条目ニ在之義も候、弥以念ヲ入可申付候、

已上

右同月十八日江戸ゟ被の仰下候而、何も江申渡候、 明暦二年酉三月十一日

御知行方・御普請方・御勝手方、 何色二不寄諸事いろひ申

役人元方衆々中、寅之年ゟ太田与三左衛門・中村惣左衛門 _ 御汁 御肴 二種内はさみ肴 ニッ 一御菜 外二御香の物 ニッ

御家中なかま振舞ノ御定

後段

壱種

壱ツ 一菜

御役人私かましき義御座候ハヽ、

見及聞及聊無用捨相断

一汁

何事ニ不寄私之いきとをり存間敷候、

聊おこりたるてい仕

其上二も油断之躰於在之は可申上候事、

間敷事、

役義聊之音信物受申間敷事、

御役万端依怙贔屓ヲ不存、無遠慮相勤可申事

両人被

仰付候、尤誓紙仕候、

本方衆

祝言かましき振舞八汁壱ツ肴一種増 肴一種 外二香ノ物

常之参会之御定

— 汁

壱ツ 菜 外二香之もの 二ツ内精進物

御公儀御定ヲ考相究者也、

右

一着類愈絹紬之事、只今迄所持致候見ふ着類、

供使之ためた

当年八弐百石以下馬持事無用之事、 人持之事、分限二応抱置可申事:

浅見杢之助

菅谷主税介

師岡加兵衛

振舞愈無用之事、自然之つき合互給之物いたし候義八各別

跡之定のさい一種へらし可申候

祝言振舞八別則二定有之事:

互ノ音信物一切無用之事、

はい置可申事、

御家中へ御出ノ時御供御定 \二人ツヽ岡部九郎兵衛

此内代り

寺尾弥右衛門

嶋田地弥三右衛門

転封考

右於御対面処二惣御家中へ申渡候、

寛文三年卯ノ四月五日

自然御家中江御出被遊候時ノ御定

大岡 平太夫

54-4-101 (名城 '05)

步行頭一人 【本木 采女 谷 通庵

三人ノ内 竹内三的

納戸一人 一人宛

目付一人

一寛文四辰ノ年、吉利支丹宗門改定役ニ山田忠右衛門・佐藤 共下人等ニ至迄相改、旦那坊主ヲ定、証文ヲ取、 形致さセ申候、 七左衛門両人被 仰付候、御家中并町在々共二壱人々、子 帳二も判

出家八本寺たとへ遠国ニ而も証文取申候

惣御足軽弓鉄炮稽古被 仰付候覚

御弓鉄炮

的八寸 角四寸

一弓八四立 鉄炮二度二四放、 壱立二壱手矢射払 **取前ひき台場二て其侭薬込**

||一日二五組宛可致稽古事|

火之事

但弓四立二六ツあたり候へ八代物二十文 鉄炮四放二而三ツあたり候へ八代物卅文

立消過銭十文

一稽古御傍筒組ゟ初可申候、但刻限朝五ツ過ゟ可罷出候 寛文四年辰之霜月二日

一慶安元子ノ年二、百目之石火矢拾挺被 仰付候、掛川ニて 目石火矢二挺、清太夫二両度被 仰付鋳立申候、五百目筒 之御入目ゟ壱挺ニ付金弐分程内ニ入申候、是八掛川迄之駄 賃分程ニ御座候、明暦元申ノ年ニ三百目石火矢三挺、五百 師岡三弥・信太源左衛門、右三人之内壱人ツヽ相添罷出候、 衆壱人、尤頭衆壱人宛罷出候、御在江戸之時分八大嶌頼母・ 右稽古之時、九郎兵衛・弥右衛門・平太夫壱人宛、 大目付

於合戦野二五百目・三百目・百目・二百目ノ石火矢町御家 慥二御座候、 中衆へ被 仰付、御在城之時分折々御覧被遊候、 何も幕入

二挺御入目壱貫三百二十目宛、三百目筒三挺、御入目壱貫

目宛ノ積リ、

一慶安元年子ノ秋、当国福知山ニ御在城被成、 中ゟ御気むら二被為成候御さた御座候キ、 扨又御籠城之御 稲葉淡路樣夏

座候処へ篠山通り御越被成候、 召候而、氷上之内御領分黒井と申在処、福知山へ二三り御 とう申候由、氷上御領分ゟ申来候、扨は様子無御心許被思 御聞合被成候得共、定たる義無御座候、然処福知山辺さう 右之通色々ノ御さた共江戸二而も御座候由、かなたこなた 心掛も御座候なと色々二申めくり候、然共実証知レ不申候、

兼而被 三郎左衛門・九郎兵衛・杢之助三人三組二致、御家中衆引 **ゟ御返し被成候、** 然共家中八大形ならぬさわき二御座候、 迄参候処、淡路様御切腹被成候而、何之替事も無御座候、 連可参候由被 知山迄御 有之候間、弓鉄炮鑓持ヲ頭々ニ召連、直ニ福知山へ可参候、 仰付候八、黒井冶直ニ福知山へ御座被成候義も可 越被成候、福知山相済申候共、 仰付候故、騎馬之衆廿騎余ツ、召連、須知 御家中衆八須知 殿様黒井より福

一右福知山へ家中衆参候由承候而、此あたり或八京伏見二罷 在候牢人衆一騎二出立、亀山江参候替々之跡ゟ須知へ参候 御領分庄屋共も左様之心かけ仕候者、 左樣之者二八御帰城以後御城二而御振廻被下 同事二被 仰 付

御留守居師岡加兵衛被 仰付候処二、 御番所并御門々之義

転封考

町在共二可然者共夫々二申付候処も少々有之候、 御番相勤申候者申付候、御門番ニおもの衆指置、 其下番二

福知山迄何も被参候は、 衆へ申付置候、 米大豆八須知辺御領分ゟ直ニ福知山へ遣シ申筈ニ、御代官 賄以下遣シ可申候支度相調申候、

一石火矢長筒玉薬箱弓箱矢箱火縄箱、其外之御道具段々二遣 御家中乗馬不足二御座候故、 可申候、人足并牛馬ヲ引添、奉行ヲ付、二ノ御門ノ内ニな らべ置申候、牛馬八御門之外御堀際に並能指置申候、 在々ゟ駄賃馬ヲ召寄、 御家中

郷人足須知迄参候者、箪笥持二銀壱匁五分、

亀山御門番致

在郷馬飼料一日二大豆二升、 候者二銀八分ツ、遣申候、 五分ツ、遣申候、 乗馬二成候而須知迄参候二銀

一慶安二年丑之夏、日光御門跡様御同道被成、 七月十三日二江戸御立、同九月二日に京都御発足被成候覚 御上京被遊候、

一箪笥弐荷・御鉄炮等極とひやう一穂・御弓十張・御長柄十 御長柄、 本・御馬三疋・御挟箱五ツ・御具足櫃壱・御指物竿壱本 御下り之節ニハ甘本也、 台笠立笠御小道具七本

'05) 54 - 4 - 102

54-4-103 (名城 '05)

御門跡様二相詰、 御機嫌伺申候者、 江守金右衛門・曽次左

奥山久右衛門・西山久左衛門替り 御先御跡二騎ツヽ、飯塚権左衛門・栗津八郎左衛門 次郎右衛門・野間仁兵衛・戸祭十郎左衛門・溝口九右衛門・ \御供仕候、 中根

清左衛門・乙部藤右衛門、右二人宛替り~~万指引仕候、 御門跡衆様御宿前後改人、 大井源之丞・小泉勘兵衛・村上

殿様御本宿へ御昼休御泊り江御先江参、万事申付ル者関五 兵衛・土屋文左衛門・沖源兵衛被仰付候、

桑名舩所土屋文左衛門・沖源兵衛被仰付候、

御宿割岩崎半兵衛・松宮弥兵衛・熊谷十左衛門へ、 奉行永井孫九郎・小川権兵衛被仰付候、 御荷物

京都へ御入之時、 門騎馬二而御供、 亀山ゟ岡部九郎兵衛・笹崎七右衛門被召 石川半助・山口九馬助・横田地弥三右衛

御歩行者十人、 御門跡様江御借人二被成候

御門跡様御供おさへ之足軽八人、 殿様御跡おさへ共三人 内五人八御先、三人御跡:

御供衆御上下并御在京中御法度書

一日光御門跡八不申及、毘沙門堂門跡へも聊慮外仕間敷候 并御供ノ出家下々迄疎略仕間敷候事、

'05) 54 - 4 - 104

喧硴口論堅停止之事、

役人之義八不及申二、何様之者申候共、 之訳を以違背仕間敷候事、 ためづく法度つく

押買狼藉、其外かさつケ間敷事仕間敷候事、

竹木伐採申間敷候、付田畑うへ物あらし申間敷事

女方若衆方、堅停止之事、

役人之外、 両御門跡之衆と参会仕間敷候事

役人之外、用なくして町あるき并門立仕間敷事

自他共二不作法之義在之は、目付役人之義は不及申二、 誰

二而も見及聞及次第、可申聞候事、

者猥之者在之は、主人可為越度候、 は、後日二聞候共、急度曲事二可申付候、 右之条々、今度道中在京中堅相守可申候、 以上 若 又若党中間小 於相背

慶安二年丑七月十日 御名

一御在京中は御供衆御扶持方、上壱升五合、下壱升相渡し申 宿銭八御賄方ゟ払申、 知行取之分八償二而被指置候

宿銭同断

慶安二丑年・承応元巳ノ年、両年二琉球人参候ニ付、五味 庄屋共両人指添遣申候、 右之代銀京伏見入札致候者二相渡し申候、 万石二人足壱人半余、此銀十一匁九分ト被仰下候、御高之 備前様・水野石見様ゟ送り人馬之御書付被下候、下リニハ へ国役相勤申候、其外足軽屋敷之分も此方ゟ銀子遣し申候、 内保津村千石八筏役御引被下候、高堀村大工役之義、 使石川九太夫二 高 御城

承応三年未ノ夏、朝鮮人来朝ニ付、板倉周防守様ゟ送り人 淀迄ノ道積リ、高一万石二付人足十八人、此銀子二百八拾 佐脇弥五右衛門二庄屋両人指添、京伏見入札致候者二相渡 被下、高堀大工役足軽屋敷八此方冶銀子遣申候、 馬之御書付被下候、下り二八淀ゟ彦根迄、 八匁九分、壱人ニ十六匁五リン宛、保津村千石筏役分御引 上リニハ守山ゟ 右之銀子

或八曲なと致候ため、馬弐疋鞍二口余分ヲ越申候、 馬数御高二八疋鞍数十口、 ハ上下之積り二御座候 右之積り御座候へ共、 自然馬煩 家中馬

乗馬数遣し候分御馬陸ゟ六疋、 御家中馬山本小右衛門・小

転封考

進・萩原十郎兵衛・栗津八郎左衛門馬遣申候、 我平左衛門・大橋五右衛門・本木八郎左衛門・田中四郎兵 幡七太夫・人見弥三兵衛・奥山久右衛門・野間次太夫・曽 衛・大西郷右衛門・松野与兵衛・石谷六郎兵衛・鈴木助之

金三十壱両弐歩四匁宿賃馬飼料、其外万事入用之分遣申候、 役人目帳二奥山久右衛門指図加判有之、

馬取共唐人二対し盧外不致、其外不作法無之様ニ下知可致 旨、奥山久右衛門二被仰付被遣候、

口付中間沓持共二廿五人遣申候、

琉球人・朝鮮人来朝之節、入札致候京伏見之者之覚 門・伏見池田屋忠右衛門、右四人 横大路次左衛門・京川口屋五郎右衛門・伏見大和屋清左衛

人足六百三十人 去ル末ノ年朝鮮人来朝、江戸参向之時送り人馬覚 淀ゟ江州彦根迄

荷馬八百四十四疋 右侧野

内百五十五疋はたセ馬二而出ル

江州守山冶淀迄

人足千五拾人

荷馬八百九十疋

54-4-105 (名城 '05)

去ル未ノ年朝鮮人来朝、 江戸参向之時

資

五畿内高合五十万石

乗鞍馬八十八疋 是八五畿内面々ゟ高一万石二馬弐疋ツ 丶、鞍二口六分ツ丶、口付二人ツ丶、

鞍替具百十七口 但口付二人ツヽ、

其積り被致、二三日も前二人馬可有御上セ候、 二替儀八有之間敷由、対馬殿ゟ申来候間、先年未ノ年来朝 信使大坂江着岸之義、慥成事不申来候へとも、大形八来ル 今度朝鮮人来朝、去六月廿七日之日付二而申来候、朝鮮之 之人馬写遣し候、大坂二三日、京二五日、此以前逗留申候、 十五日時分ニ可為着岸と何も推量申候、 人馬之員数此以前

追而申候、人馬受取渡之人未相究候間、我等之者二請取渡 行衆壱人ツヽ、合点も有之人可有御付候、馬も壱疋りんじ 候所可有御尋候、猶又馬鞍奉行八馬乗衆不残、馬一疋二歩

七月九日

松平伊賀守殿内

ヲ可有御用意候、馬煩も難斗候、

以上

菅谷三郎左衛門殿

大嶌九郎右衛門殿

一小轎 大籏 弐々 三々 一大轎 一毒縣 三々 弐々

交倚 Ξ 大皷 壱々 三十人 四人

日光御香奠持

廿人

書箱轎三々

蜜壺 + 廿人 一長持 乗物 Ξ Ħ 百拾人 廿四人

一三使手廻物

一上々官判事中手廻物

人数合三百三十人 是八人足入用之分

七十五疋 百七十疋

是八小荷駄馬御役二出申候二

鞍ヲ覆申候由ニ御座候、

乗掛馬 百三十疋 一荷馬 二百七十五疋

達長老 日本通詞乗掛馬 乗馬一疋 荷馬拾八疋 乗物かき八人 四十五疋 人足九人

一極長老 右同 人馬入用

右門野庄九郎方冶写参申候、

五味備前守様・水野石見守様ゟ参候御書付之写

今度琉球人来朝、江戸参向之時、伏見ゟ関迄、同上り之時

高壱万石二付 人足壱人半余ノ積リ

高壱万石二付 日数七日分此銀十一匁九分 馬八疋余之積リ 但一人一日ニ壱両七分積リ

日数七日分此銀二十四匁四分 但一日一疋三匁四分八リ

丹州御知行所へ可被申付候、 領私領并播磨八御蔵入分へ割符如此候、右日用銀駄賃横大 候付而、入札ヲ以申付、横大路次左衛門・伏見大和屋清左 御老中御折紙参候へ共、俄之義在々ゟ人馬出シ候事不相成 路次左衛門・伏見大和屋清左衛門ニ相渡候、手形取候様ニ 衛門弐人のもの肝煎、 右之人馬御上洛之時之ことく、上方御領私領へ可申付旨、 人馬出し候、五畿内・丹波・近江御 以上

丑ノ十一月三日

五味備前守

家老 水野石見守

松平伊賀守殿

今度琉球人来朝、江戸参向之時、 伏見ゟ関迄、同上り之時

一矢田鳥居高サ壱丈四尺三寸

篠村八高サ壱丈弐尺

転封考

一高壱万石二付 人足弐人三分余積リ

日数七日分此銀十七匁二分 但一日二二匁四分四リン積

高壱万石二付 馬八分余ノ積リ

日数七日分此銀弐十三匁三分 但一日二壱疋二付三匁三

手形取候様二丹州知行処へ可被申付候、 中御折帋参候へ共、俄之義在々ゟ人馬出し候事不罷成候ニ 日用銀京川口屋五郎右衛門・伏見池田屋忠右衛門へ相渡候 近江・丹波御領私領并播磨八御蔵入分へ割符如斯候、 田屋忠右衛門落札二而、右二人肝煎、 右人馬御上洛之時之ことく、上方御領私領可申付旨、 於伏見入札申付候処、京都川口屋五郎右衛門・伏見池 人馬出シ候、 以上

松平伊賀守殿 巳極月七日 家老 水野石見守 五味備前守

慶安五年辰之夏、矢田明神・篠村八幡宮石之鳥居御立被遊 目余二御座候、 御入目矢田二八壱貫八百三十目余、 篠村二八壱〆弐百

廻り四尺二寸 廻り三尺六寸 明キ壱丈四尺 あき一丈二尺 54-4-107 (名城 '05) 長柄五本

長柄之者五人

町奉行

松井八郎兵衛

程御座候、 右之石、金木山と申御領分二石山御座候、 亀山より二り半 一二月朔日、此度御所替二付、道中致着候衣服大紋、

一人足数壱万七百十二人

資

右鳥居書付之写 両所之分

以下 略

忠周公

貞享三丙寅年正月廿一日

従丹州亀山武州岩附江 御所替被蒙 仰候一 件

但岩附江御入部御行列共

貞享三丙寅年正月廿一日

一同月晦日、御家中之面々屋敷之義諸事念を入、下々竹木等 一同日、亀山御城之図写指下可申由申来、 渡候旨、 於 も仕立指出、 をあらし不申候様可申付旨、岡部九郎兵衛・師岡加兵衛申 御拝領、武州岩附江御所替被蒙 御座之間御懇之 上意被蒙 御目付ゟ被達候、 仰候、 仰、壱万石於泉州御加増 并御家中屋敷帳を

一同月四日、野間弥左衛門江戸冶着、 同月廿九日、金壱万両御拝借被蒙 二立申着類無用可仕旨被 仰出、 仰候、

其外目

高瀬七郎左衛門

右今度御所替二付、 御用向之義会所へ罷出、諸事相談可致 天野甚五左衛門 治左衛門

一同月十三日、御城畳表替被 仰付、

旨

御意之趣、岡部九郎兵衛・師岡加兵衛申渡、

同十六日、御家中之下々当年出代りなし二相勤可申候、 分之義は去年之給金ニ壱歩ツ、増遣可申候、

一同月廿七日、岩附御城受取侍中被 江守金右衛門 掛山勘右衛門 但他領之者は各別二候、右之趣御目付ゟ申達ス、 鈴 木 太田十郎右衛門 助之進 天野甚五左衛門 大橋五右衛門

山本 佐竹与次右衛門 木村与三右衛門 新右衛門 源 助 正木 岡部定右衛門 加舎平右衛門 喜多嶋市之丞 助之丞 野間 乙部藤右衛門 土屋文左衛門 松宮 庄大夫 瀬兵衛

弓 弐挺	鉄炮三挺	一壱之御門	一台所御門	御玄関鴈之下		石段之下			一御本丸御広間		一亀山御城渡之役人	右之面々支度次第、	恒河 玄 伯	鈴木伝右衛門	木村 義兵衛	江守茂左衛門	鈴木六郎右衛門	内藤又左衛門
		物頭							給人三人	物頭		妻子同道二而可罷下旨被		野口左次兵衛	小林 弾 七	大橋 伝之丞	石川 市之進	桂 四郎兵衛
足軽弐人	足軽三人	沖 源兵衛	足軽弐人	張番弐人	下番壱人	足軽弐人	太田次郎大夫	小林源右衛門	小林源左衛門	中根与右衛門		^旨被 仰付、		嶋田甚五兵衛	麻生市左衛門	太田 平 助	山田 平兵衛	野原勘右衛門
		御対面所引渡								一同御広間			一同御玄関	一同所裏御門		一御対面所御門	右同断	一二之御門
用人	家老						給人五人			物頭三人			歩行侍三人					物頭
菅谷 半 七	岡部九郎兵衛		宇野角左衛門	井上 又 助	野間弥左衛門	梅戸宇右衛門	大八木助大夫	菅 治左衛門	高瀬五左衛門	飯塚権左衛門	小嶋 権十郎	沢井市郎兵衛	八 江波 左兵衛	足軽弐人	下番壱人	足軽六人	同断	太田 孫大夫

一御上使町宿江御着已後、御見廻罷出、

岡部九郎兵衛

一五拾石ゟ下は百石二十五両之積、

金左之通、	一同十六日、引料御借金左之通、	易頭 18 三年引 「富金三年引撃」候様二と「御意候得共、御上使	ш	即靠と利即用人旨合奏寸、高願こ啄古世御門前迄用人弐人罷出候様ニと
候、 在物之外 総之後長載ノ 一部ツト後布物之	内へ入被遣候、	用人 弐人		一古世迄御迎四年後後後後
ト島国と即引躍しまし、武朱ツ、被の何候、		公は八居可申事、	・三ヶ所二つ	- 丁冬を印見 - 一峠方柏原罷出足軽五人ツ、三ヶ所二つくばい居可申事、
	目二被 仰付、御借	山本半左衛門		
増七貫目、御中間二壱貫目増四貫五百願有之、小頭二は弐貫目増シ九貫目並、	御足軽二壱貫五百目増七貫目、此度引越二付、頭中願有之、小	寺尾太郎兵衛歩行目付二人		一峠冶亀山江道為御案内
	八御足軽六貫五百目、御中間は三貫五百目ツ丶二候得共、	梅戸宇右衛門	代官	一同所御茶屋之勝手江
岩附江引越候御足軽御中間荷物之義、江戸詰之刻	一同六日、岩附江引越	井上 源大夫		一峠迄御迎
仰付		上		
陸路下り荷物之義は菅九兵衛・羽山七	僧門相 勤、			
保津村村上五郎助と立合之義、宇野角左衛門・		太田 孫兵衛		一御上使馳走
廻舩之荷物并御家中之荷物、保津川ゟ大坂迄積	一三月三日、廻舩之荷:	足軽弐人		
之、	但侍中之名は無之、	村上 勘兵衛	步行目付	一上木場番所
遺候帳面扣も来、	久世出雲守様江被遣候帳面扣も来、	右同断		布幕
兵衛も罷出ル、	一御用為可承松井八郎兵衛も罷出ル、	西尾善左衛門	同	一河原町番所
	布幕	下番壱人		
給人	一三宅番所	長柄之者五人		長柄五本
勘定人		足軽三人		弓三張
蔵奉行	一御城米引渡	足軽五人		鉄炮五挺
給人		与力壱人		
		戸倉甚右衛門	物頭	一古世御門
運上木役人		下番三人		三ツ道具一組
郡奉行		長柄之者十人		長柄十本
諸色帳面引渡	一亀山川筋運上木其外諸色帳面引渡	足軽五人		弓五張
		足軽十人		鉄炮十挺
	一黒御門	与力壱人		
	右同断	大井三郎右衛門	物頭	一追手御門
同	一西御門	猪飼 彦九郎		
	右同断	赤座 新 助		一御勝手二罷在御給仕役
給人	一保津御門	坊主 休悦		
		山田兵右衛門	右筆	
	長柄五本	田村 玄 仲	医師	勝手
	弓 弐張	石田佐次右衛門	勘定人	
	鉄炮三挺	加藤角右衛門	目付	
目付	一雷進門	三丁谷・平八	君君名	

旅籠代渡、馬壱疋金壱両、 御引料御借用共二渡ス、御歩行ゟ以下は人数積り、駄賃 人壱人旅籠銭金壱歩銭四百文

但幼少之子共二而も同前

御詰衆江戸二相勤、親亀山二罷在者荷物有之二付、 銭引料借用無之、 之駄賃金壱両ツ、渡、尤亀山ゟ引越之者は上下之駄賃旅籠 馬壱疋

親掛り二而も妻子有之面々ハ、 金壱両、妻子之旅篭銭渡 乗物壱挺代金弐両、 馬壱疋

但下女は召連不申候

一閏三月八日、御城受取之侍中御対面所江罷出、 書相渡、 郎兵衛・加兵衛申渡 下々等不作法無之樣二可申付旨被 仰出候旨、 道中御法度 九

道中御法度書

今度岩附江引越候付、 仕、面々相嗜、下々

迄堅可被申付事、 道中押買狼藉其外諸事不作法成儀不

宿賃厳密二済可申候、 非分無之通、 宿主より受取手形取可

申候、其上目付之者一篇可承事、

荷物御法度之貫目相違無之様二可被申付事、

自然喧嘩口論、其外如何様之儀出来候とも、 無指図して其場江罷出間敷事、 用人目付之者

舟渡二而、舩頭并往還之人二我侭不致候之樣二急度可申付

候様二馬を立、先を見合乗可申事、 混雑不致

(名城

'05)

54 - 4 - 112

宿江着已後、下々海道江出し申間敷候、 火之用心無油断可

作毛之場江馬を入申間敷事

間敷事、 目付之者役人之義は不及申、 如何樣之者申共、 法度違背仕

道中泊り~~宿問答無之様可申付候、 かさつ仕間敷事、 并駄賃馬遅く出ル

道中上下共不作法成義無之樣二相嗜可申候 附乱泊堅停止之事、

右之旨可相守者也

閏三月十日、御城受取之一番立:

掛山勘右衛門 江守金右衛門 正木 助之丞

借人相渡ス、御城渡同前、 右御城受取之面々、三番共給人之分は具足櫃持壱人ツ、御 麻生市左衛門 岡部定右衛門 御目付江は右之外道中之内御足 万太郎 乙部藤右衛門 野口左次兵衛 四郎兵衛 一同廿五日、在中制札之義其侭指置候哉、引払前二取可申候 番と追々出立、 在中制札之義は 御上使御着之朝取申候由、則右之通御代官江申達ス、 為聞合一昨日御旗之者両人郡山江遣候処、 御上使御着一両日前二取申、

今日罷帰、

町之制札は

江守茂左衛門 内藤又左衛門 喜多嶋市之丞

同

同日、無役之面々廿九日迄二壱番・二番・三番・四番・五

四月朔日、御城渡之面々御対面所江罷出、九郎兵衛罷出、 馬之行列奉行西川甚右衛門・村上勘兵衛、乗懸之行列奉行 山科迄可罷越之旨被仰渡、 山口権兵衛相勤可申候、行列之書付ニ無之者八先達而大津・ 山本六郎右衛門・沢井市郎大夫、桂川舩割布施武左衛門・ 御城渡之樣子、其外道中之義申渡、 御法度書迄も渡し、 騎

同五日、 同六日、出雲守様家老富田外記、其外御城受取之侍中不残 同日、右之一礼二太田次郎大夫、九郎兵衛方ゟ求馬・外記 方江使者二参、対談有之、返答申来、 衛方へ使者二来ル、惣代市右衛門方ニ而松井八郎兵衛受取、 篠村江参着、北川勘左衛門と申仁、求馬・外記方冶九郎兵 久世出雲守様家老加藤求馬、其外侍中篠村江参着、

一同七日、出雲守様郡奉行岡加兵衛役人河原田作兵衛・勘定 人金子忠右衛門と申仁、惣代市右衛門方迄参、 此方役人中 54 - 4 - 113 (名城 同十一日、御城請取之二番立、 軽壱人宛御借人相渡ス、

鈴木 野原勘右衛門 加舎平右衛門 伝左衛門 助之進 甚之丞 山本 堀江甚五兵衛 同 土屋文左衛門 新五兵衛 左右衛門 源 森 天野甚五左衛門 鈴木六郎右衛門 新右衛門

同十二日、御城受取之三番立:

同月廿日、石川儀大夫・荒木勘兵衛道中御鎮守之御供可仕 石川 小 林 相田平左衛門 大橋五右衛門 弾 市之進 平 助 嶋田甚五兵衛 山田 佐竹与次右衛門 木村与三右衛門 平兵衛 伝之丞 片伊勢 松宮 同 佐藤七左衛門 太田十郎右衛門 庄大夫 儀兵衛 宗忍

転封考

旨被

仰付

之進・石田佐次右衛門参会、万端申談、御運上木之儀承度 と対談仕度由、依之九郎兵衛申付、松井八郎兵衛・加治安 西川甚右衛門も罷出、前々之様子申談、

松井八郎兵衛・三刀谷平八・加藤角右衛門同道、 御上使近々御着二付、 旅籠町冶西之方九郎兵衛致見

同八日、旅籠町冶東之方九郎兵衛見分、 治安之進・石川儀大夫同道、 松井八郎兵衛・加

同九日、会所掃除張替致シ、惣代九兵衛所当分之致会所 九郎兵衛義も専念寺へ罷出ル、

同日八ツ時分、御上使安藤九郎左衛門殿・向坂清三郎殿御 申談候 罷出、御逢被成候、九郎兵衛・半七も右両人江致面談諸事 半七御両殿江御見廻懸御目候、 二仮番所弐軒立、 之丞、御家来之宿は別ニ有之、前広破損繕、畳表替致、別 九郎左衛門殿御宿八村上六之丞、清三郎殿御宿八同八 御足軽二人ツ、張番致シ、 加藤求馬・富田外記も其節 暮前九郎兵衛・

御制札、 乊 夜中故御紋付之挑灯二ツ、御足軽二人ツ、張番、 制札之写 九郎兵衛殿松井八郎兵衛江御渡、 今夜中札之辻江

一今度当所得替二付而、百石壱人壱疋出之、二日路可相送事、 附年貢未進可弃捐事、

'05) 54 - 4 - 114

喧嘩口論停止之訖、違犯之族有之八双方可誅罸、 担八其科可重従本人事、 万一令荷

猥伐採竹木并押買狼藉停止之事

(名城

家僕之儀、 主従可為相対次第事、

種借之儀、蔵ゟ出候ハヽ、借付段於無疑は可返弁事

借物は可為証文次第事、

未進方に取つかふ男女之義、可為主従相対次第、二十ヶ年 過歟、普代二出置男女於無其紛は勿論之事、

貞享三年四月 日 安藤九郎左衛門

兵衛江被 右之制札、 仰付、 翌日十日四ツ前二引申候様ニと御上使松井八郎 則九郎左衛門殿御請取、 向坂 清三郎

御上使江御進物

手樽 ニッ

但京酒壱斗入

粕漬鯛

桶

一鱒簀巻 — 折 漬松茸

桶

同十日四ツ前二、御上使御城内其外所々御見分、三刀谷平 之進罷出、御茶弁当御茶菓子御馳走出ル、八ツ時分六之丞 御城渡之役人付之ことく侍足軽罷出ル、何も侍分は上下致 七・松井八郎兵衛御供、 八・大橋文右衛門御先ニ立御案内、岡部九郎兵衛・菅谷半 御上使は御袴御羽織、宇津根上ケ木場江御出、 御城御対面所其外御門々御番所、 加治安

但右御献立委細亀山御城渡覚書之内二有之、

所へ御両殿御寄合、御馳走御料理出ル、

一同日、出雲守様御内岡加兵衛・河原田作之丞・ 衛門・石田佐次右衛門・楢長右衛門帳面見被申候様二と申、 諸事申談 市右衛門方江参、十一日之朝八取込可申候間、 前広致一覧度由、 市右衛門を以被申聞候付、 諸事帳面之 田辺又助、 北村文右

御城米目録書付役人中江渡ス、十一日之朝請取可申由

一目録之写

一大豆紫

三俵

以上

大豆 割木

三俵

粉糠

三俵 十俵

藁

十束

あらぬか三俵

醤油

— 樽

酢

一樽

弐升入

三升入

五十束

炭

白味噌

— 桶

赤味噌

桶

四斗人

弐斗人

弐斗人

上白米

一かます

中白米

二かます

百挺入

百五十入杉足付

— 箱

一蝋燭

—箱

百五十本入

御城米積樣之覚

同日暮二及、出雲守様役人渡瀬武大夫・岡加兵衛・河原田

作之丞、御上使御馳走為案内御対面所之樣子見申度之由、

三刀谷平八罷出挨拶致

被成候、

右之内、鯛鱒松茸枝柿手樽、

以上五色御留置、

外は御返進

一高サ七俵上り横四拾弐俵宛

東御蔵北之端

転封考

御台所江小林佐右衛門も罷出 惣代市右衛門を以内談申渡候付、

54-4-115 (名城 '05)

家老

加藤 求

馬

河原町番所

奥江三通	
一而八百八拾弐俵、	
一通二弐百九拾四俵	

ツヽ

資 料

両脇二百拾八俵

但一方二五十九俵ツ、

五俵ツ、 弐俵宛有

脇ノ高サ六俵上り横九俵并上

東御蔵北之端

一高サ六俵上り横四拾八俵宛

一両脇二百三拾六俵、一方二六拾八俵ツヽ 一奥江三通二而八百六拾四俵、 一通二弐百八拾八俵宛

脇之高サ五俵上り拾弐俵、前上二八俵ツ、有

北之御蔵南之端

一高サ七俵上り横四十五俵ツ、

一奥江三通り二而九百四拾五俵、

一通二三百拾五俵ツヽ

北之御蔵北之端 一高サ七俵上り横四拾弐俵ツヽ

一脇二五拾五俵、 高サ六俵上り横九俵并上ニ壱俵有

一脇二百拾八俵、 一奥江三通二而八百八拾弐俵、一通二弐百九拾四俵宛 高サ六俵上り拾八俵并上拾俵有

中之御蔵東端

一高サ九俵上り横三俵宛

千俵

一奥江三通二而八百九拾壱俵、一通二弐百九拾七俵宛

一両脇二百九俵、 一方二五拾四俵ツヽ、上二壱俵有

脇之高サ六俵上り横九俵ツ、

同御蔵西端

一高サ九俵上り横三拾三俵宛

一奥江三通ニ而八百九拾壱俵、一通ニ弐百九拾七俵ツヽ

一両脇二百九俵、 一方二五拾四俵ツ丶、上二壱俵有

脇之高サ六俵上り横九俵宛

以上

一御城米手形之事、品々ゟ家老中又は役人之内ニも手形仕候 間敷由、右役人中被申候付、其段九郎兵衛江申達、相談之 取候段御上使江申上、御指図を以請取渡仕候上八手形ニ及 上手形取不申候、 も有之由、然共大形は御所替ニ手形無之候、御城米其外請

一同夜二入、明日御城受取渡、双方之役人付家名人数御覧被 成度由、御上使双方家老中江被仰聞候付、 江戸表ゟ相廻り

候帳面二銘々縦名付致差上ル、

同所御玄関									御対面所御広間		足軽此方同前	二之御門	一之御門			御本丸御広間		出雲守様家老衆ゟ上り候写
	同	同	同	同	給人	長柄奉行	旗奉行					物頭	物頭	同	同	給人	物頭	り候写
	榊原次郎右衛門	瀧沢左二右衛門	水野 又 蔵	小田辺 新八	近藤 勘兵衛	山口 与 助	野上平右衛門	亀井清左衛門				下枝 吉大夫	丹羽十郎右衛門	中田与右衛門	石塚条左衛門	喜多山勘左衛門	三浦 舎 人	
		御城米請取		古世	追手	西門	保津御門			同所勝手				御運上木并諸色帳面之請取				同所受取
勘定人	蔵奉行	目付	給人	同	物頭	給人		右筆	医師	勘定人		勘定頭	郡奉行	請取	目付	郡奉行	町奉行	同
町田 左兵衛	田中孫左衛門	芦川 源 八	安井源左衛門	川井源五右衛門	古河兵左衛門	高田弥五兵衛	柳下 儀大夫	中村五右衛門	榊原 玄 庵	金子忠右衛門	川原田作兵衛	田辺 与 助	岡 加兵衛		香藤 市兵衛	渡瀬 武大夫	舟橋八郎左衛門	富田外記

風呂かま かな輪

同所

壱通 大小五ツ 五ツ 大小弐ツ ハツ 壱ツ

井上源大夫相勤;

同所

先御代之扣二御対面所二残ル道具八無之、

此度右之通、

手桶

まな板

同所 同所

手桶

御台所

鑓懸

御広間

壱ツ

御対面所之覚

かな行灯

弐ツ

互二挨拶有之、

同所壱ツ 御台所三ツ

すへ桶

大釜

押太皷家二入 鑓懸鉄炮掛

巻藁台共二 御玄関

料

資

給人

大森彦右衛門

步行目付

上ヶ木番所

足軽弐人

給人

大須賀孫右衛門

今関作左衛門

其外足軽此方同前

差上候書付写 一高三万八千石 丹波亀山領

亀山御領分村数家数御覧被成度由、

御上使被仰聞候付

家数七千百六拾六軒

村数百拾九箇村

桑田郡・船井郡・多喜郡・氷上郡之内

入数三万七千九百四拾弐人 壱万九千七百弐拾七人

壱万七千九百弐拾三人 女 男

一村上六之丞・同八之丞御上使御宿仕候付、 銀壱枚ツ、下、

陣三軒江銭弐貫文宛被下

三百九拾弐人

右貞享二丑年之改 寺数弐百拾弐ヶ寺

惣代九兵衛家会所二借申候付、銀壱枚被下、

御本丸所々鍵之儀、九郎兵衛・半七、求馬・外記江直二渡 候間、鍵箱共二目録相認、又右衛門方ゟ安之進請取置候、 申談候間、帳面と一所二安之進相渡可申旨、 可申と存候得共、十一日之朝御用多可有之、 求馬・外記と 九郎兵衛申付

侍中は不残上下、九郎兵衛・半七はのしめ致着、 侍中は袴羽織、郡山・明石御所替御城渡之時、 江相詰、御足軽御中間之人割は大橋又右衛門致候、 右之被仰付 御門々之

同十一日之朝明七ツ過、兼而御定之通侍中足軽共二役所々

之旨、就夫此度も如是、 御城二残申道具之覚 出雲守様侍中も同前、

からかねミ

突棒刺俣

弐から 五 本

壱ノ御門御番所ニ有、

からうす 先御代ゟ付渡之由 二から

但中嶋薬合部屋二有

突棒刺俣

二から

五 本

二ノ御門ニ有

此外御門々二八水溜桶手桶有、

弓懸

ニッ 壱ツ

ニッ

鉄炮掛

栈子

御鉄炮蔵二有

御書院床之間 御本丸御広間 一明日明六ツ打申候と出雲守様御家来衆役所々江罷出ル、六 御本丸所々之鍵目録を以相改、加治安之進・岡加兵衛江渡、 老共 松井八郎兵衛・三刀谷平八・舟橋八郎左衛門・渡瀬武大夫 半時分御上使御両人御上下御着、御対面所江御出、双方家 田佐次右衛門悉相改、 其内二諸事帳面相渡、 道二而御本丸江罷越、 上意被仰渡、其以後九郎兵衛・半七・求馬・外記同 田辺与助・河原田作兵衛二渡ス、 大橋又右衛門・加藤角右衛門案内、 加治安之進・岡加兵衛二致挨拶、 石

暫過而九郎兵衛・半七、求馬・外記二御本丸引渡帰ル、 御門々御番所之受取渡相済候二付、 江申上、何も御対面所退出、 其段双方家老共御上使 所々

岩附御城首尾好御請取相済候二付、戸田山城守様ゟ為御祝 騎馬之侍中乗掛之侍中両所兼而本町二仮家有、 之様二致シ、行列之義石川義大夫・加藤角右衛門申付、 左衛門相調来候付、 儀御樽肴被進候、 依之出雲守様江も京都ゟ箱肴酒松宮新五 箱肴二種樽二為御祝儀被遣候、 双方混雑無 御使者

御城渡不残相済候付、 五ツ半時分何も亀山罷出ル

'05) 54 - 4 - 118

宰領足軽壱人

行列

小頭

小頭 小頭

鉄炮十五挺

手代三人

二人

箪笥一荷

鉄炮十五挺 手替三人

合羽籠

大井三郎右衛門

桂川ゟ菅治左衛門代

高瀬七郎左衛門

箪笥一荷

合羽籠一荷 弐人

桂川ゟ戸倉甚右衛門

弐人 合羽籠

弐人

弓拾五挺 手替三人 矢箱 一荷

小頭

小頭

桂川ゟ松井八郎兵衛飯塚権左衛門 小頭 長柄三十本 手替三人

小頭

· 合羽籠二荷 三人 四人

桂川ゟ沖源兵衛 太田孫大夫 騎馬菅治左衛門 戸倉甚右衛門 沖源兵衛

松井八郎兵衛

井上源大夫

大米助大夫

粟津弾之丞

菅谷 半七 岡部九郎兵衛

山村三左衛門 同 押 足軽

乗掛 三刀谷平八 加治安之進 北村文右衛門

太田次郎大夫 大橋又右衛門 梅戸宇右衛門 蜂谷市郎兵衛 村 上 小川源左衛門 又 助 小林源右衛門 野間弥左衛門

西尾善左衛門 山田兵右衛門 宇野角左衛門 赤座

加藤角右衛門

助

野孫右衛門面々二請取 御長柄其外御借馬之道具、 川口惣兵衛・吉形庄左衛門・杉 御鉄炮弓

一同十二日大津ゟ壱番立、十四日迄四番立二而岩附江下ル、

同廿九日、惣人数不残岩附江致着、 致着候、九郎兵衛・半七儀は御屋敷寄 江立寄申儀不仕、品川ゟ御機嫌伺之書状指上、直ニ岩附江 其以後岩附江致着候、 御家中面々江戸御屋敷 御目見仕、

貞享三丙寅年四月九日

武州岩附御城請取

羽織浅黄絹小紋

小頭 円居竿 柿之袋二入 五本 旗之者五人 手代弐人羽織せうふクわ染

同断

小頭

雄ノ袋ニ入

旗之者五人羽織紺ひろうと

中間三人羽織紺ひろうと 合羽籠二荷中間

鉄炮十五挺 猩々緋袋二入

羽織同断

足軽十五人

手代四人

単物鼠色

青漆雨覆金紋 旗箱

挟箱

羽織絹黒 足軽十五人 手代三人

箪笥 | 荷

合羽持二荷 羽織単物前二同 中間四人 具足櫃 物頭騎馬 刀 五 若 筒 人 党

草履取 沓籠 羽織同断

合羽篭 小頭

小頭

54-4-121 (名城 '05)

'05) 54 - 4 - 120

(名城

合羽籠 二人

中根与右衛門

小頭

資

旗竿五本

手替三人

旗箱 二人

小頭

小頭

猪飼彦九郎 石田左次右衛門 石川儀大夫

同同断断

惣人数七ツ前二大津・山科、 面々宿割之通一宿、

旗奉行騎馬 刀 五 若筒 人 党 鎗 挟箱

草履取

具足櫃

合羽籠 羽織絹あいえり茶 小頭 猩々緋袋二入 鉄炮十五挺

沓籠

同 小 断 頭

青漆雨覆金紋 羽織単物前二同 中間四人

箪笥二荷 雨覆前二同

合羽籠 具足櫃 持筒		町奉行騎馬若党弐人	挟箱 草履取 沓籠	鎗中間弐人具足櫃	羽織単物右同断 長柄一五本 長柄之者十五人	挟箱 草履取 沓籠	ì	草履取沓籠	中間四人	-	小頭 建々緋袋二入小頭 建々緋袋二入	物頭騎馬五人 探箱	合羽籠二荷
持筒頭騎馬挟箱		夹笛 草履取 沓籠	合羽籠 具足櫃	物頭騎馬刀筒	五人 手代三人 合羽篭	合羽籠 同断 小頭	羽織同断	合羽籠の断の小頭の一切頭	羽織前二同羽織前二同狭箱	[人 合羽篭二荷里二同	五挺 足軽十五人 手代四人 羽織同断	草履取 沓篭	. 中間四人 具足櫃羽織単物前二同
沓篭	沓篭	用人騎馬 刀筒 刀筒	草 履 取	沓籠	合羽籠	持筒頭騎馬	草 履 取	中間弐人単物	長柄十五本	挟 籍 草 履 取	合羽籠二荷	足軽十五人手代四人羽織絹黒	弩瓢二穂
鉄炮弐挺 手明壱人 弓立	合羽籠二荷 乗掛馬	人 鎗 挟箱 草履取	沓籠 合羽籠 具足櫃	合羽籠 具足櫃 持弓頭	具足櫃 持己頭騎馬 芸	技術 接籍	沓籠 合羽籠 目	具足櫃 物頭騎馬	平 長柄組十五人 手代三人羽織えり茶続替り単物鼠色	沓篭	中間四人 具足櫃羽織同断単物同断	矢 箱 二 荷	単物えり茶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
具足櫃	馬壱疋	四人 茶弁当	指物竿 弓立	持弓頭騎馬若党 第二 挟箱	夫籍 共籍 草履取	草履取 沓籠	具足櫃	為 刀 若覚 五人	人 合羽籠一荷	同断小頭小頭	物頭騎馬五人	単物鼠色明織木綿ひろうと	弓十五張

佐藤七左衛門	弓 五張	足軽弐人	鉄炮三挺
野原勘右衛門	鉄炮十挺	森 新右衛門	天神曲輪番所
鈴木 助之進	一追手番所 幕	相田平左衛門	
長村は老君ノ	御城附渡	一而請取之、「大庫電子」	御城附之武具於二之丸帳面二而請取之、
長柄之皆は人	三の根が、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では		
下番	長 弓 武 張	早閒尤 、 長柄之者五人	
足軽弐人	鉄 炮三挺	足軽八人	
岡部定右衛門	一中川番所 幕	足軽弐人	
	御城附渡	坊主壱人	
長柄之者五人	三ツ道具	片伊勢 宗仁	
足軽五人	長柄五本	増井 甚 助	
下番壱人	弓、弐張	竹内 久兵衛	
足軽凭人	鉄炮三挺	加舎 市兵衛	
山本源助	一車橋番所 幕	岡野 柳 玄	一同勝手
下番壱人		山田 平兵衛	
足軽烂人	一明戸口番所	石川 市之進	
下番壱人	御城附渡	桂 四郎兵衛	一同御広間番士
長柄之者五人	三ツ道具		矢箱 一荷
足軽三人	長柄五本	喜多嶋市之丞	玉箱一荷
津田 源大夫	長柄五本	宿割野口宇左衛門遣候事、	越ヶ谷昼休二付、宿割野口
乙部藤右衛門	弓三張	裏御門前河岸二並置、行列ゟ五丁程先江可遣事、	同出也、裏御門前河岸二並
寺尾四郎右衛門	鉄炮五挺	ゟ段々繰出し、荷物馬七時前一	
菅谷 主 税	一二之丸	分限二応し可相渡事、	行列之面々有人之外、貸人分限二応し可相渡事、
足軽弐人	一同省方戶門	事、事、	事、名信文者等中間近文文文名类
長柿之者五人	可印义	丁壬ン島、 宮電石羽管目制丁安	3十250日間を付えて真
是 丙 Z Naila へ	1 1 1 2	押足軽弐人	乗掛騎馬之分 合羽駄荷
足 番 老人	長柄 五本 張	E E	
足軽弐人		声夏 双	一
松宮 庄大夫	一裏御門		
鈴木六郎左衛門		への甲足径弐人	吏 能却
野間 瀬兵衛	一御本丸御広間	乗掛	合羽篭三荷乗物
掛山勘右衛門		陸マベ人	
	城 受取、 		
デリマー目の著作のこれである。		茶弁当 沓篭	持鑓 草覆取 **
御上使藤掛采女殿・戸川杢助殿岩附江御到着、「所へ戸・相起傾」 総仕之者 川三 日迄二戸 相起傾	一四月三日(御上使藤掛采女殿・四月朔日岩附へ戸相起修)総付る		
正木助之丞 其外七十日		家老 縣 黒 老 党	指物学 夹箱 鎗
こうりょう キトナルヨー	一即二连即也三人工守经1759,三人一挖乘挂, 亀山/6直二岩附汀可相通事,	, , ,	新加斯 接籍 全
STDI Instr /	- 25世外、動しの証し時サ上丁目を		

±0115	,																	
			一街上假街終行		一司家来池圭		一御上使御馳走				一番代り非番之節、火之廻り可致候、	춁		徒		一会所		
大橋 伝之丞 麻生市左衛門	伝 左 衛	小林源七	加舍三上箭門	E F 7	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	下木 助之丞	江守金右衛門	木村与三右衛門	天野甚五左衛門	大橋五右衛門	可致候、	寺社奉行 内藤又左衛門	野口宇左衛門	徒目付 市辺仙右衛門	嶋田甚五兵衛	加舎 市兵衛	普請手代弐人	大工治兵衛
一二之丸御広間番越候、	一御城請取相済候段御注進、猪飼市郎兵衛五日四時江戸江罷	一宿割太田原吉左衛門・市辺仙右衛門								一同料理方	一同賄方				一御家来下々馳走			
	郎兵衛五日四時江戸江罷		足怪弐人节兵箭杯产二人归名德門	宛ら二人正ら前り	育庁壱人八兵衛	買吏壱人三大夫	下賄壱人六兵衛	足立次郎兵衛	小嶌甚左衛門	堀江甚五兵衛	吉岡加右衛門	田沢 権大夫	太田安右衛門	川村 半 助	林 武左衛門	伊藤 惣五郎	白江 金兵衛	木村 儀兵衛

四郎兵衛

助之丞

松宮 鈴木

庄大夫 助之進

Ξ 森 太田十郎右衛門 鈴木六郎右衛門 新右衛門 弾

> 大橋 石川

伝之丞 市之進 源

兀

山本

助

江守金右衛門 麻生市左衛門 野原勘右衛門

大橋五右衛門

木村 出 内藤又左衛門 平兵衛 儀兵衛

> 江守茂左衛門 岡部定右衛門 天野甚五左衛門

六

五

野間 太田 平 瀬兵衛 助

七

木村与三右衛門

右一日一夜宛可相勤候

元禄六癸酉年六月八日

御老中樣御連名之御奉書御到来、明九日五時御登 候様二と之儀ニ付、 九日御登 城被成候樣於 御座之間岩 城被成

> 附へ御休息之御暇被 仰出候、

同十日五時分、岩附於二之丸師岡加兵衛・横田地外記、 家中諸士御徒士並之者共へ、御在所江之御暇被蒙 御意之旨申渡之、 仰候段 御

同十二日、 請之役被 仰付候 横田地弥三右衛門岩附江罷帰、 岡部甚平屋敷普

勝手次第二可致候、尤見苦所有之候八丶不及申、 懇之被蒙 同十三日、 又御入部二付、家中普請等致候義無用二候、致懸り候繕は 此段御家中江為申聞候樣 樣申渡候 上意、其上岩附江之御暇御拝領、御満足被成候、 御家中諸士御詰並迄罷出、 御意之旨、弥三右衛門申渡、 此度於 御座之間御 繕致候之 且

同日 普請奉行立合、御屋形絵図致、 御屋形御普請之役二付、 即刻江戸江罷帰候 雑賀猪兵衛岩附江罷越、 御

同十六日、三之丸御屋形地祭正福寺江被 伴僧大工町三光寺罷出、御布施正福寺江銀壱枚、 鳥目壱貫文被下之、 仰付 三光寺へ 致執行、

七月十六日、 光坊罷出 書院二而護摩、正福寺執行、 御屋形御普請出来二付、 伴僧野嶌村光栄寺・慈忍寺法 為御祈祷御座之間御

七月廿一日 岩附江御入部行列

[行列次第 略

一江戸御屋敷ゟ千住迄、御先道具壱丁程御先江宇野角左衛門 江戸御屋敷朝五時御発駕、 騎馬二而押罷越、 御徒士目付壱人罷越候、 草鹿町御昼休、 宿割原甚兵衛・

萩原加右衛門被 仰付候、 岩附御城江同日申ノ下刻 御着

御祝儀御熨斗 御雑煮御膳

御家中之面々御目見罷出候次第

分境飯塚村迄羽織立附二而罷出候、 郡奉行津田源大夫・加治安之進、 御代官江守茂左衛門御領

津久井定右衛門、 御道筋掃除等申付、郡奉行・代官ゟ五六町程手前ニ而 目見仕候 小奉行中根与右衛門組小頭仁大夫召連 御

御足軽御長柄小頭共林道五番町入口、 羽織立附二而罷出下

惣町名主共壱番町矢場之際、上下着二而下座仕罷在候 内藤又左衛門町手代二人召連、 横町入口御門之外二而上下

転封考

御目見仕候、

但原六左衛門羽織袴着、足立利左衛門羽織袴二而罷出候、

渋江口御門之内、月番之御目付野間八郎左衛門・山崎彦左 衛門上下着 御目見仕候、

御物頭、馬廻り中之間、 路、乙部藤右衛門屋敷前冶会所前迄上下着致罷出 御目見、 右列之末桂又四郎・加舎源太郎・森新八・太田権三郎右同 名倉喜斎・生田宗三、此弐人十徳着、 隠居、医師、表御詰並、御徒士並、 并鈴木仁右衛門広小

一大嶋頼母・横田地外記・岡部甚平・天野伝八・師岡源右衛 夫・菅谷勘八・橋住伊織・横田地一学・菅谷西次郎、 門・佐治八右衛門・蜂屋一郎兵衛・木村新助・大八木助大 も上下着致シ追手門ニ而 御目見、 右何

山本宇兵衛・菅谷主税、長屋末二而 加藤角右衛門・熊倉久兵衛・野間弥左衛門・中村清大夫・ 御目見、

御徒士目付沢井一郎大夫・寺内太郎左衛門・望月善左衛門 御屋形裏御門前二而 御目見、

一二之丸当番は車橋御門外、 小林佐右衛門・嶋田仁五兵衛、御屋形内にて 本方手代・御普請手代羽織立附着致シ、 冠木御門前にて 裏御門前二而下座 御目見、 御目見

> (名城 '05) 54 - 4 - 128

御納戸御次小姓・児小姓、御広間御玄関二而 七月廿一日夜中発足、御借人共上下九人二而罷越候、 御着座被遊候為御礼、 御老中樣方江御使被 御目見 仰

御入部為御祝儀、 年寄中・御用人・御近習迄不残御肴指上

同廿五日、諏訪明神・久伊豆明神為 地弥三右衛門被 仰付、金弐百疋奉納、二之丸天神・御鎮守江為御代参横田 仰付、天神江金弐百疋、 御代参菅谷主税被 御鎮守江代物弐

頂戴被 同日、御入部被遊候二付、三之丸御屋形江御家中物頭ゟ御 詰並迄被 仰付候段、 召出、御懇之被成下 年寄中被仰渡 御意、来ル廿九日御料理

一汁三菜、 同廿九日、 右同断、寺社御礼申上ル、御朱印知之分八扇子指上ル、 同廿八日、 徒士目付ゟ御徒士迄 馬廻り迄、二番座本方目付中之間より御詰並迄、三番座御 町在中野州庄屋共上下着致、御礼申上ル 御入部御祝儀御料理、 御詰並迄御茶被下、 壱番座家老・用人・近習・ 御家中御詰並迄被下候、

> 八月二日、加藤角右衛門・熊倉久兵衛・野間弥左衛門、 屋形御普請骨折候ニ付、御帷子壱ツヽ被下之、 御

望月善右衛門金壱歩、普請手代三人、大工杢右衛門・ 文宛被下之、 師太左衛門・左官作兵衛鳥目壱〆文ツヽ、 張付師弐人五百 屋根

'05) 54 - 4 - 130

(名城

全貌を示せば次の通りである (* 印は刊行済)。 封史料がよく整理されて収蔵されている。重複を厭わずその する。 田を領知した藤井松平家の転封関係史料を五・六として公刊 前稿以来、 前号で紹介したように、上田市立博物館には同家の転 やや間が空いてしまったが、引き続き信濃国上

3 忠山公遠州掛川二而御預壱万石之御目録扣 (慶安五)

5 丹波亀山御居城中覚書 4 亀山御入部覚書 (慶安元~寛文八) (慶安元)

忠晴公田中御城御拝領御入部御行列并被仰出書付類

2 掛川御城請取一件 同御入部御行烈 (寛永一九~正保元) (正保元)

6従丹州亀山武州岩附江御所替被蒙仰候一件 (貞享三)

但岩附江御入部御行列共

* 7 亀山御城渡 御所替覚書

(貞享三)

8岩築御城御請取候節 戸川杢之助様 足女様に 采女様江御馳走覚 (貞享三)

岩付御入部行列諸事覚 (元禄六)

忠周公

10 忠栄公御代 武州岩附御城御引渡一件 分限帳 (武州岩槻四万八千石) (元禄七)

12 忠周公御代 但州出石江御所替諸事覚帳 (元禄一〇) (元禄一〇)

13従但州出石信州上田江 御所替覚書請取方一件 (宝永三) 14 上田城残置候武具帳 (宝永三)

15御先代御領地郡名書抜帳

(田中・掛川・亀山・岩槻・出石・上田)

16従但州出石信州上田江 御所替覚書請取方一件 (宝永三)

とって、 筆者が従前取り扱った転封記録にはない特質をもつ。 び城内に入り、城郭の引渡を受ける様子が描写されており、 なっている。冒頭には、城主忠周自らが上使とともに領分及 本号では、紙幅の関係で前稿で割愛した5・6を収録した 5は慶安元年 (一六四八) に丹波国亀山に移った同家に 入封直後の状況とその後の領知事項に係わる記録と このと

転封考

意図するところを考え、省略した。 となっているので、貴重かつ興味は深いものの、本資料編の 比較する材料を提供する史料だといえよう。ただし、 き上使が三人派遣されていることと併せて、 その後、同じ忠周の時代、貞享三年 (一六八六) に同家は 同家の亀山領知に関わる記事、 および家臣の由緒等 他の転封記録と 記録の

筆者だけではないと思う。 7では省略に委ねた入封の行列次第も、
 載の7と共通する部分が多い。異なる観点からの記事も多く、 武蔵国岩槻へ移ることになる。6はその折の記録で、 た。 新領知に入る家中の隊列を眼前に見る想いがするのは、 やや煩雑ながら収録 前稿所

記して謝意を表する次第である。 引き続き復刻に際しては上田市立博物館のご協力を得た。